

令和8年9月
(公財) 東京都道路整備保全公社

工事に係る入札金額の内訳書の提出及び 労務費ダンピング等の調査について

公益財団法人東京都道路整備保全公社ではこれまでも、入札時に入札金額の内訳書の提出をお願いしているところですが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下、「入契法」という。）が改正され、入札に参加する建設業者は入札時に、材料費、労務費及び当該工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費等の内訳を記載した入札金額の内訳書を提出することが義務づけられました。

また、入契法では、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないと規定されていることを受けて、入札金額の内訳の記載内容を確認する労務費ダンピング等調査を試行することとします。

ついては、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

○工事に係る入札金額の内訳書の提出

1. 電子入札システムでの取り扱いについて

（1）工事契約の予定価格が400万円超の競争入札案件のうち公社が指定する案件について、入札参加者が入札する際は、電子入札システム上で、積算内訳書に加えて工事費内訳書を添付することとします。（参考様式は様式1-1（土木）または様式1-2（建築）となります）

（2）添付する工事費内訳書には、材料費、労務費及び当該工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費等を記載します。

○労務費ダンピング等の調査

1. 試行対象工事

予定価格が建築工事5億7千万円以上、土木工事4億6千万円以上、設備工事3億3千万円以上の競争入札案件

2. 調査方法

（1）労務費の確認

落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行います。

「一定水準」は、直接工事費の公社積算額に10分の9.7を乗じて得た額とします。

※建築工事（建築設備工事を含む）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とします。

※解体工事は、直接工事費の公社積算額に10分の8.0を乗じて得た額とします。

（2）法定福利費の確認

落札候補者が提出した工事費内訳書に記載されている当該工事における法定福利費のうち事業主負担額（以下、「法定福利費」という。）が「一定水準」以上かの確認を行います。

「一定水準」は、予定価格に占める法定福利費の概算額の2分の1とします。

（3）理由書の提出（「一定水準」を下回った場合のみ）

落札候補者は、「（1）労務費の確認において」は「様式2-1理由書（労務費）」を、「（2）法定福利費の確認において」は「様式2-2理由書（法定福利費）」を、提出してください。提出期限までに理由書の提出がない場合は、落札候補者の入札を無効とします。

（4）理由の確認（「一定水準」を下回った場合のみ）

落札候補者が提出した理由書に記載の内容が合理的か確認します。合理的な理由が確認できなかった場合、工事主管課は建設業法第40条の4に基づく調査を行う者（建設Gメン）に通報します。

4. 施行日

令和8年10月1日以降に公表する案件から適用します。

5. その他

本取扱は東京都における同様の通知に準ずるものとします。

【問い合わせ先】

総務部計理課契約係

直通 03-5381-3372